

11. 特別会計予算概要

■ 国民健康保険特別会計

1 概要

国民健康保険は、これまで誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、その基盤をなす制度として地域医療の確保と市民の健康保持増進に大きく貢献してきた。

しかしながら、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化等に伴い、医療費は年々増加するとともに国保に加入する被保険者の年齢構成が高いことに加え、長引く景気低迷により、低所得者層の増加や保険税収の低下などの構造的問題を抱え、財政運営は厳しい状況である。

このような状況の中、国においては「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が可決され、今後の社会保障制度改革の全体像や道筋が示されたところである。

今年度は、こうした国の動向を注視しながら、国保事業の適正かつ安定的な運営を図るため、ジェネリック医薬品の使用促進や特定健診・特定保健指導の受診率の向上による医療費の抑制を重点項目とし、予算編成を行った。

- (1) 医療費の適正化
 - ① 医療費通知送付による診療内容の確認
 - ② ジェネリック医薬品利用差額通知の送付及び希望カード配布による医療費の抑制
- (2) 保健事業の推進
 - ① 生活習慣病予防のための特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上
 - ② 特定健康診査未受診者に対する勧奨
 - ③ 人間・脳ドック健診費用の助成による疾病の早期発見及び重症化の防止

2 被保険者の状況

平成 26 年度の被保険者数は、過去 3 年間の加入状況や人口の伸び等を勘案し、年間平均被保険者数を 14,000 人と見込んだ。

※被保険者の加入状況

年度		平成23年度 (年間平均)	平成24年度 (年間平均)	平成25年度 (見込)	平成26年度 (見込)
区分	国保加入世帯数	7,343世帯	7,416世帯	7,485世帯	7,552世帯
被保険者数	一般	13,095人	12,917人	12,815人	12,900人
	退職	985人	1,076人	1,085人	1,100人
	合計	14,080人	13,993人	13,900人	14,000人

※平成23・24年度の数値は事業年報に基づく

3 予算の状況

平成 26 年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ 52 億 9,101 万 8 千円で前年度比 4,749 万 8 千円、0.91 %の増額となっている。

(1) 歳入

歳入予算については、医療費の伸びや過去の歳入実績額の推移、また根拠となる算式等に基づき、適正な金額の算出に努め、予算計上を行った。

歳入の「1 款 国民健康保険税」は、平成 25 年 11 月 1 日現在の課税対象者を基に調定見込額を算出し、過去 2 年間の徴収率を考慮した徴収見込率で積算をした。

国民健康保険加入者は、自営業の方を初め、会社を退職した方、高齢者の方など所得の少ない方の割合が高く、保険税の徴収率は、年々向上してはいるものの調定額は年々減少している状況である。一般・退職、現年分・滞納繰越分を合計した保険税総額は 13 億 5,247 万円で前年度比 2,369 万 1 千円の減額となっている。

「4 款 国庫支出金」は、前年度比 0.61%減の 12 億 4,861 万 8 千円を計上した。

「5 款 療養給付費交付金」は、退職被保険者等に係る医療費の伸びにより、前年度比 19.38%増の 3 億 2,038 万 8 千円を計上した。

「6 款 前期高齢者交付金」は、前期高齢者の保険給付費等にかかるもので、前年度比 2.58%増の 11 億 8,781 万 7 千円を計上した。

「7 款 県支出金」は、前年度比 1.21%減の 2 億 9,454 万 2 千円を計上した。

「8 款 共同事業交付金」は、高額医療費の支払リスクの緩和のために交付されるもので 5 億 3,976 万 9 千円を計上した。

「10 款 繰入金」は、前年度比 6.10%増の 3 億 2,129 万 3 千円を計上した。

(2) 歳出

一方、歳出予算においても平成 24 年度決算額及び平成 25 年度支出見込額等を考慮し、歳出額の抑制に努め、予算編成を行った。

歳出の「1 款 総務費」は、職員 6 名分の人件費や国保の資格管理及び国保税の賦課徴収経費など事務費にかかる経費として、前年度比 11.89%減の 7,565 万 5 千円を計上した。

「2 款 保険給付費」は、過去 3 年間の伸び率を基に積算し、前年度比 0.11%増の 35 億 4,640 万 3 千円を計上した。国民健康保険特別会計歳出予算総額の 67%を占めている。

「3 款 後期高齢者支援金等」は、後期高齢者医療制度の財源として、保険者が負担するもので後期高齢者医療制度の被保険者数及び医療費の増加により、前年度比 8.96%増の 7 億 5,777 万 9 千円を計上した。

「6 款 介護納付金」は、介護保険制度の財源として、保険者が負担するもので介護保険制度の要介護認定者数及び介護サービス費の増加により、前年度比 6.93%増の 3 億 2,395 万 4 千円を計上した。

「7 款 共同事業拠出金」は、高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付する高額医療共同事業及び保険財政共同安定化事業を運営するため、過去 3 年間の基準拠出対象額の合計額の按分により、国保連合会へ拠出するもので前年度比 5.09%減の 5 億 3,977 万 6 千円を計上した。

「8 款 保健事業費」は、特定健康診査・特定保健指導等の経費及び人間ドック・脳ドック健診の助成など 3,839 万 7 千円を計上した。

予算総括表

(歳入)

(単位:千円 %)

款	平成26年度予算	平成25年度予算	比較	増減率	構成比
1 国民健康保険税	1,352,470	1,376,161	△ 23,691	△ 1.72	25.56
2 分担金及び負担金	2,500	2,700	△ 200	△ 7.41	0.05
3 使用料及び手数料	900	900	0	0.00	0.02
4 国庫支出金	1,248,618	1,256,342	△ 7,724	△ 0.61	23.60
5 療養給付費交付金	320,388	268,381	52,007	19.38	6.05
6 前期高齢者交付金	1,187,817	1,157,900	29,917	2.58	22.45
7 県支出金	294,542	298,135	△ 3,593	△ 1.21	5.57
8 共同事業交付金	539,769	568,709	△ 28,940	△ 5.09	10.20
9 財産収入	77	1	76	皆増	0.00
10 繰入金	321,293	302,835	18,458	6.10	6.07
11 繰越金	10,001	2	9,999	皆増	0.19
12 諸収入	12,643	11,454	1,189	10.38	0.24
歳入合計	5,291,018	5,243,520	47,498	0.91	100.00

(歳出)

(単位:千円 %)

款	平成26年度予算	平成25年度予算	比較	増減率	構成比
1 総務費	75,655	85,866	△10,211	△ 11.89	1.43
2 保険給付費	3,546,403	3,542,662	3,741	0.11	67.03
3 後期高齢者支援金等	757,779	695,466	62,313	8.96	14.32
4 前期高齢者納付金等	1,484	1,920	△ 436	△ 22.71	0.03
5 老人保健拠出金	41	41	0	0.00	0.00
6 介護納付金	323,954	302,966	20,988	6.93	6.12
7 共同事業拠出金	539,776	568,715	△28,939	△5.09	10.20
8 保健事業費	38,397	38,281	116	0.30	0.73
9 基金積立金	77	1	76	皆増	0.00
10 諸支出金	4,452	4,602	△ 150	△ 3.26	0.08
11 予備費	3,000	3,000	0	0.00	0.06
歳出合計	5,291,018	5,243,520	47,498	0.91	100.00

■ 後期高齢者医療特別会計

1 概要

高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の高齢者について新たに独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始された。

後期高齢者医療制度は、広域的に事務処理を行うことが効率的であることから、茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が保険者としての役割を担い、被保険者の認定や保険料額の決定、医療給付などの制度運営を行っている。市は、各種届出の受付や被保険者証の発行などの窓口業務と保険料の徴収を行っている。

2 予算の状況

後期高齢者医療特別会計予算は、市が行う保険料徴収事務等に要する経費及び広域連合へ納付する納付金が主なものである。

平成26年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億4,886万3千円で前年度比2,163万9千円、6.61%の増額となっている。

(1) 歳入

歳入予算については、「1款 後期高齢者医療保険料」として特別徴収・普通徴収現年度・過年度あわせて2億6,564万3千円を計上した。前年度より2,035万3千円の増額となっている。

保険料の算定根拠となる被保険者数は、過去3年間の被保険者の伸び率を基に、平成26年6月末（保険料の本算定期）の被保険者数を5,123人と推計し、前年度同様、均等割額3万9,500円、所得割率8.00%で積算した。徴収方法は、年金からの特別徴収が63.24%、納付書等による普通徴収が36.76%と見込んだ。

また、徴収率は、後期高齢者医療広域連合からの県内市町村の平均徴収率を基にしている。

一般会計からの「3款 繰入金」は、7,736万円で前年度より96万6千円の増額である。

内訳は、被保険者証の発行や保険料徴収事務に要する経費の「事務費繰入金」514万1千円、低所得者の保険料軽減分を財政支援するための「保険基盤安定繰入金」7,221万9千円である。

なお、「保険基盤安定繰入金」は、茨城県が3/4・市が1/4の負担となっている。

(2) 歳出

歳出予算については、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための「1款 総務費」として、被保険者証の交付、給付に係る申請受付など一般管理費763万2千円、保険料の徴収経費190